

「安心・安全・地域の支え合い支援」事業助成要項（案）

【対象事業年度：平成30年度】

1 目的

地震や風水害など各地で災害の多発や、子どもたちが被害者となった事件の発生に対して、防災や防犯対策の取り組みを地域で進める活動並びに地域福祉推進のためのボランティア活動を支援するために助成を行う。

2 対象事業

地域の福祉ニーズに対応して、実施する福祉活動の事業費または什器、備品費を対象とする。

(1) 防犯や見守り活動

子供達への見守り活動（パトロール員のジャンバー等）
人暮らし高齢者への声かけ訪問活動等

(2) 地域での防災力の向上に向けた活動

災害時に要支援者を支援するためのマップ作成事業、災害用機材整備費

(3) その他、地域における福祉課題解決のための活動

3 対象団体

柏崎市内で地域福祉活動を行う民間の非営利団体・グループとする。

（社会福祉協議会、地区民協、地区老連、町内会、福祉団体・ボランティア団体、NPO 法人等）

4 対象事業年度

平成30年度（平成30年9月1日～平成31年3月31日）

5 助成基準

(1) 実施する事業計画に事業の目的や必要性等が明記されている。

(2) 助成率は、総事業費の90%以内とし、千円未満切捨てとする。

（総事業費の1割以上は自己負担とする。）

(3) 助成額は、1団体に対し20万円を上限とする。

※ただし、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会で認めた場合は、この限りではない。

(4) 公的な補助金や他の財源（民間補助金及び助成金）との併用はできない。

6 対象外経費

- (1) 団体の運営費（家賃・光熱水費等）
- (2) 広報誌の発行費用
- (3) 事務機器（デジタルカメラ・パソコン）
- (4) 行政所有の建物に設置する常設の設備備品（エアコン・AED等）
- (5) その他事業に関連しない物品

7 応募方法及び助成決定

- (1) 所定の助成申請書、添付書類を柏崎市共同募金委員会に提出する。
- (2) 備品整備事業については、備品の見積書を添付する。
- (3) 申請締切日 平成30年7月31日（火）必着
- (4) 助成決定時期 平成30年8月に助成審査委員会で申請内容について審査し、8月末に助成決定を行う。

8 事業実施の条件

- (1) 助成を受けたときには、本会が指定する助成明示を行うこととする。
- (2) 事業完了後、所定の事業報告書に必要事項を記入し、速やかに報告をする。
- (3) 完了報告のない場合は次年度以降申請の受付はしない。
- (4) 支出経費に係る領収書等、証拠書類は大切に保管する。

9 問合せ先

柏崎市共同募金委員会（担当：総務課総務係 野中・堀・渡邊）

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 ☎22-1411